

令和5年度第1回上尾市地域公共交通活性化協議会次第

日 時 令和5年5月30日（火）
午後2時30分から
場 所 上尾公民館501講座室

1 開 会

2 委員、事務局の紹介

3 議 事

- (1) 役員の選任について
- (2) 令和4年度事業報告について
- (3) 令和4年度収入支出決算について
- (4) 令和5年度事業計画（案）について
- (5) 令和5年度収入支出予算（案）について
- (6) 令和4年度上尾市地域公共交通計画の進捗について
- (7) 令和4年度公共交通計画の評価について
- (8) 市内循環バス「ぐるっとくん」の見直し実施方針（案）について

4 その他

5 閉 会

令和5年度
第1回上尾市地域公共交通活性化協議会

資料

- 議事 1 役員の選任について
- 議事 2 令和 4 年度事業報告について
- 議事 3 令和 4 年度収入支出決算について
- 議事 4 令和 5 年度事業計画（案）について
- 議事 5 令和 5 年度収入支出予算（案）について
- 議事 6 令和 4 年度上尾市地域公共交通計画の進捗について
- 議事 7 令和 4 年度公共交通計画の評価について
- 議事 8 市内循環バス「ぐるっとくん」の見直し実施方針（案）について

資料

- ・上尾市地域公共交通活性化協議会要綱
- ・上尾市地域公共交通活性化協議会財務規程
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 《抜粋》

令和5年度 上尾市地域公共交通活性化協議会名簿

区 分	委員氏名	所 属	役職
法第6条第2項 第2号委員	山科 和仁	東武バスウエスト株式会社	
	田沼 健一	朝日自動車株式会社	
	野口 佳一	丸建つばさ交通株式会社	
	鈴木 貴大	株式会社協同バス	
	山口 正史	上尾地区タクシー協議会	
	関根 肇	一般社団法人埼玉県バス協会	
	藤田 貢	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	
	木住野 誠	国土交通省大宮国道事務所	
	相原 秀行	埼玉県北本県土整備事務所	
	坂口 真一	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	
	武井 裕之	埼玉新都市交通株式会社	
法第6条第2項 第3号委員	石山 雅之	上尾警察署	
	大石 昇	上尾市自治会連合会	
	鮫嶋 紀子	上尾市いきいきクラブ連合会	
	久保田 尚	埼玉大学理工学研究科	
	中山 俊夫	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	
	西野 利彦	埼玉県企画財政部交通政策課	
	古谷 健	さいたま市都市局都市計画部交通政策課	
	向井 一哲	桶川市企画財政部企画調整課	
法第6条第2項 第1号委員	池田 将寛	上尾市行政経営部	
	岡野 孝史	上尾市子ども未来部	
	長島 徹	上尾市健康福祉部	
	須田 均	上尾市都市整備部	
	西嶋 秋人	上尾市市民生活部	

※区分の欄の「法」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を指します。

令和4年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 事業報告



令和4年度は協議会を3回実施し、主に市内循環バス「ぐるっとくん」見直し実施方針（案）に関する検討を行った。

なお、第1回、第2回の協議会では、交通事業者の皆様から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、直近の運行状況などについて、ご報告していただいた。

【協議会開催】

第1回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和4年5月19日）

- 議事1 役員の選任について
- 議事2 令和3年度事業報告について
- 議事3 令和3年度収入支出決算について
- 議事4 令和3年度上尾市地域公共交通網形成計画の評価について
- 議事5 令和4年度事業計画(案)について
- 議事6 令和4年度収入支出予算(案)について
- 議事7 バス停の移設について
- 議事8 今後の再編について
- 議事9 その他

第2回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和4年11月17日）

- 議事1 市内循環バス「ぐるっとくん」見直し実施方針(案)について
- 議事2 バス停の移設について
- 議事3 その他

第3回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和5年2月3日）

- 議事1 市内循環バス「ぐるっとくん」見直し実施方針(案)について
 - ①市内循環バス「ぐるっとくん」の運行見直しについて
 - ②市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃改定について
 - ③今後のスケジュール
- 議事2 その他

令和4年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入額 5,808,041 円

支出額 4,950,440 円

差引額 857,601 円

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額	収入済額	差引額	摘要
1	負担金	0	0	0	
	1 負担金	0	0	0	
2	補助金	5,808,000	5,808,000	0	市補助金 5,808,000
	1 補助金	5,808,000	5,808,000	0	
3	諸収入	1,000	41	959	
	1 雑入	1,000	41	959	預金利息
合	計	5,809,000	5,808,041	959	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額	支出済額	差引額	摘要
1	運営費	0	0	0	
	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	0	0	0	
2	事業費	5,808,000	4,950,440	857,560	
	1 事業費	5,808,000	4,950,440	857,560	業務委託料
3	予備費	1,000	0	1,000	
	1 予備費	1,000	0	1,000	
合	計	5,809,000	4,950,440	858,560	

差引額 857,601円は、市に返還。

監査報告

令和4年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算について、監査を実施したところ、内容について適正であると認められましたので報告いたします。

令和5年5月10日

監事

田中 崇

監事

鮫嶋 紀子

令和5年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

1. 今年度（令和5年度）展開する事業について

令和3年度に策定した上尾市地域公共交通計画の基本施策は、以下の通りである。

14施策のうち、重点施策と位置付けしている4施策【太枠内事業】を中心に事業を進める。

各種施策		R4	R5	R6	R7	R8
基本施策1 公共交通利用環境の向上						
1-1	駅におけるバス案内の強化、見やすさ向上 【重点施策】		検討・計画・実施			
1-2	モビリティ・マネジメントの実施 【重点施策】		検討・計画・実施			
1-3	バス情報の高度化		関係者協議			
1-4	ICカード・キャッシュレス決済の導入検討		検討			
1-5	障害者割引運賃制度の実施		実施			
1-6	交通不便地域における輸送資源を活用した移動手段確保の検討		検討・計画・実施			
基本施策2 市内循環バスの見直し						
2-1	市内循環バスの再編検討【重点施策】	再編検討		準備・実施		
2-2	東大宮駅・桶川駅への乗り入れ		実施継続・乗入協議			
2-3	市内の新たな施設へのアクセス性の確保		検討・協議・実施			
基本施策3 民間路線バスの維持・拡充						
3-1	今後のバス需要に対応した適切な運行本数の検討【重点施策】		検討・協議			
3-2	ノンステップバスの導入推進		実施			
3-3	バス停の利用環境の整備、改善		検討・計画・実施			
基本施策4 タクシーの利用促進						
4-1	タクシーの待合環境の向上		検討・計画・実施			
4-2	タクシー車両の有効活用方法の研究		研究			

令和5年度上尾市地域公共交通活性化協議会収入支出予算書（案）

(収入の部)

(単位：円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	差引額	摘要
1 負担金		0	0	0	
	1 負担金	0	0	0	
2 補助金		5,951,000	5,808,000	143,000	市補助金 5,951,000
	1 補助金	5,951,000	5,808,000	143,000	
3 諸収入		1,000	1,000	0	
	1 雑入	1,000	1,000	0	貯金利息
合計		5,952,000	5,809,000	143,000	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	差引額	摘要
1 運営費		0	0	0	
	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	0	0	0	
2 事業費		5,951,000	5,808,000	143,000	
	1 事業費	5,951,000	5,808,000	143,000	業務委託料
3 予備費		1,000	1,000	0	
	1 予備費	1,000	1,000	0	
合計		5,952,000	5,809,000	143,000	

上尾市地域公共交通計画 進捗状況

○上尾市地域公共交通計画の概要

本市では、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目的に平成27年9月に「上尾市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の維持、利便性向上に取り組んできました。

この計画策定から7年が経過し、時代に対応した公共交通が求められ、令和2年11月より施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、今後の公共交通として目指す姿や取組内容を定めた「上尾市地域公共交通計画」を令和4年3月に策定しました。

○計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

○計画期間における取組み(凡例 ○:実施済 △:実施中 —:未実施)

各種施策		R4	R5	R6	R7	R8	取組み内容
基本施策1 公共交通利用環境の向上							
1-1	駅におけるバス案内の強化、見やすさの向上 【重点施策】	△					・上尾駅における公共交通案内の現状調査。 ・「上尾ライオンズクラブ」様より、上尾駅西口にデジタルサイネージ寄附の申し出があり、令和5年度の設置に向けて現在協議中。
1-2	モビリティ・マネジメントの実施 【重点施策】	○					・「上尾市公共交通マップ」を上尾市転入者に配布。 ・広告代理店とタイアップし、8月及び11月に新聞の折込に冊子を配布。 ・11月に開催された「あげお産業祭」に市内循環バスの展示、乗車体験を実施。 ・広報あげお11月号に市内循環バス「ぐるっとくん」の利用案内を掲載。
1-3	バス情報の高度化	—	検討				・バス情報のオープンデータ(GTFS)化を検討中。
1-4	ICカード・キャッシュレス決済の導入の検討	△					・交通系ICカード関係団体に対する情報収集。
1-5	障害者割引運賃制度の実施	○					・市内循環バスは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は無料。(降車時に手帳を提示) ・高齢介護課の敬老月間優待事業の一つとして、9月の1か月間、65歳以上の市内在住の方は無料。(降車時に介護保険被保険証等を提示)
1-6	交通不便地域における輸送資源を活用した移動手段確保の検討	—	検討				・地域の資源活用について、市内各種施設(福祉施設、商業施設等)への意向確認を検討。
基本施策2 市内循環バスの見直し							
2-1	市内循環バスの再編検討 【重点施策】	△					・「上尾市地域公共交通活性化協議会」において、市内循環バス見直し実施方針(案)を提示、協議中。
2-2	東大宮駅・桶川駅への乗り入れ	△					・市内循環バスの大石桶川線は、桶川駅西口に乗り入れを実施中。
2-3	市内の新たな施設へのアクセス性の確保	—					・新たな施設が出来た段階で乗り入れを検討。(現在予定なし)
基本施策3 民間路線バスの維持・拡充							
3-1	今後のバス需要に対応した適切な運行本数の検討 【重点施策】	—	検討				・民間路線バスの乗降状況調査を検討。
3-2	ノンステップバスの導入促進	—					・バス路線を運行する民間事業者が、ワンステップバスからノンステップバスに移行する際に、市から補助支援を行う。(現在予定なし)
3-3	バス停の利用環境の整備、改善	△					・上尾駅西口ロータリー整備に伴う、バス停環境の整備について、関係部署と協議中。
基本施策4 タクシーの利用促進							
4-1	タクシーの待合環境の向上	△					・上尾駅における公共交通案内の現状調査を実施。
4-2	タクシー車両の有効活用方法の研究	△					・民間事業者によるAIを活用したデマンド交通などの情報収集を実施。

【計画の評価について】

1. 上尾市地域公共交通計画の評価

(1) 評価対象となる4つの数値目標

上尾市地域公共交通計画では、下記の4つの数値目標を設定している。

- 数値目標 1** 市内バスの主な交通手段としての利用率の増加
(令和元年度 民間路線バス 9.8% 市内循環バス 3.1% より増加を図る)
- 数値目標 2** 高齢者の外出回数増加
(令和元年度 週3回以上の外出割合が 65-74 歳 59.1%、75 歳以上 56.6% より増加を図る)
- 数値目標 3** 市民の市内循環バスの利用回数の増加
(令和元年度実績 2.10 回/年より増加を図る)
- 数値目標 4** 市内バスの総合的な満足度の向上
(令和元年度 民間路線バス 29.7% 市内循環バス 8.5% より増加を図る)

数値目標 1, 2, 4 については、令和 4 年度は市民アンケート調査を行っていないため、令和 4 年度は数値目標 3 のみについて評価する。(前回の市民アンケート調査は令和元年度に実施)

※上尾市地域公共交通計画のアンケートは令和 8 年度実施予定。

(2) 評価結果

■数値目標 3 : 市民の市内循環バスの利用回数の増加

新型コロナウイルス感染症前の平成 30 年度、令和元年度は、1 人平均利用回数が 2 人以上となっており、市民一人当たり約 2 回乗車していることになる。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度は年間乗車数が前年度より約 30% の大幅な減少により、1 人平均利用回数は 1.50 回となった。

令和 3 年度、令和 4 年度は令和 2 年度に比較すると増加しているものの、令和元年度時数値までの回復はできていない。令和 5 年度以降も、利用環境の改善やモビリティマネジメントの推進等を実施し、年間利用者数を増やしていく必要がある。

	年間乗車数 (人) A	市内の人口総数 (人) B	1 人平均利用回数 (回) A / B
平成 28 年度	428,475	228,124	1.88
平成 29 年度	443,082	228,387	1.94
平成 30 年度	468,262	229,037	2.04
令和元年度	480,306	228,823	2.10
令和 2 年度	344,353	229,729	1.50
令和 3 年度	382,168	230,385	1.66
令和 4 年度	420,195	230,273	1.82

※市内の人口総数は毎年 4 月 1 日時点のものである。

参考

路線名	乗車人数（人）			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大石桶川線	36,464	36,645	37,396	38,568
大石領家北上尾線	39,284	44,590	47,941	50,883
平方丸山公園線	29,651	28,420	28,641	28,236
平方小敷谷循環	53,030	48,778	50,991	52,398
大谷循環	128,472	131,384	139,315	142,703
上平箕の木循環	26,963	28,722	30,147	30,618
上平菅谷北上尾線	34,232	37,050	38,215	40,813
原市平塚循環	49,456	55,168	60,402	59,746
原市瓦葺線	29,923	32,325	35,214	36,341
合 計	427,475	443,082	468,262	480,306
1 日平均	1,171	1,213	1,282	1,315

路線名	乗車人数（人）			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大石桶川線	24,274	29,352	30,533	
大石領家北上尾線	40,395	44,933	46,666	
平方丸山公園線	20,018	20,606	22,087	
平方小敷谷循環	35,831	41,533	46,433	
大谷循環	100,361	113,701	126,172	
上平箕の木循環	22,652	24,144	27,003	
上平菅谷北上尾線	29,935	32,203	38,890	
原市平塚循環	45,184	45,900	51,003	
原市瓦葺線	25,703	29,796	31,408	
合 計	344,353	382,168	420,195	
1 日平均	940	1,047	1,151	

市内循環バス「ぐるっとくん」の運行見直しについて

1. 運行見直しの内容について

市内循環バス「ぐるっとくん」の運行見直しについて、以下の内容を事務局案とし、引き続き運行事業者との調整を進めることとします。

■見直し内容（運行便数）

<全路線における運行便数の変化>

- ・現状の運行時間帯、運行ルートを維持しながら、車両数を増強し、2割程度の運行便数増を目指す（10台を14台とし、25便程度の増強を図る）
- ・交通事業者からは、令和6年度以降に予定される働き方改革の影響で、輸送能力の低下の懸念について発言がされている（1日の労働時間が13時間から12時間に短縮され、朝夕の輸送への対応について制約が生じる）

系統、方面		運行本数		車両数		備考		
		現状	増便後	現状	増便後			
大石桶川線	桶川駅西口行き	6	7	10台	14台	2便増便		
	上尾駅西口行き	6	7					
大石領家北上尾線	北上尾駅西口行き	6	7			2便増便 ※朝1便は北上尾駅始発 終発は北上尾駅止まり		
	上尾駅西口行き	6	7					
平方丸山循環	リハビリセンター行き	4	7			5便増便 ※朝1便はリハビリC始発 終発はリハビリC止まり		
	上尾駅西口行き	5	7					
平方小敷谷循環	わくわくランド先回り	5	6			4便増便 ※朝1便はリハビリC始発 終発はリハビリC止まり		
	小敷谷先回り	4	7					
大谷循環	日産先回り	5	6			3便増便		
	戸崎先回り	5	7					
	戸崎先回り 戸崎経由	4	4					
上平箕の木循環		7	9			2便増便		
上平菅谷北上尾線	北上尾駅行き	7	8			2便増便		
	上尾駅東口行き	6	7					
原市瓦葺線	瓦葺ふれあい広場行き	4	5			2便増便		
	上尾駅西口行き	5	6					
原市平塚循環	市役所先回り	5	6			2便増便 ※終発は沼南駅止まり		
	水上公園先回り	6	7					
合計		96	120			10台	14台	全路線平均 1時間57分の運行間隔
		125%						

■見直し内容（サービス・ルート）

<運行サービス>

①運行日、運行時間帯

運行日：年中無休（日曜・祝日については、上尾中央総合病院バス停には停車しない）

運行時間帯：主に7時台～20時台までの運行とする。

【方針】

○現在と同様する。

②運行本数

現在：各路線4便～13便（1日合計96便）

【方針】

○全路線平均で運行間隔2時間以内での運行を目指す（1日合計120便）。

利用者ニーズ（1時間に1便）と現在の状況（2～3時間に1便）、及び運行各事業者が投入可能な範囲（車両、運転手）を踏まえ、車両数は現行の10台から14台に増加する。

③運行車両

現在：小型バスもしくは中型バス車両

【方針】

○現在と同様とするが、ディーゼル車だけでなく今後EV車導入も検討する。

④運賃体系

現在：1乗車100円※

【方針】

○運行料金の見直しを検討する（後述）。

※割引制度に関して検討

※運行経費を抑制するための方策検討

<運行ルート>

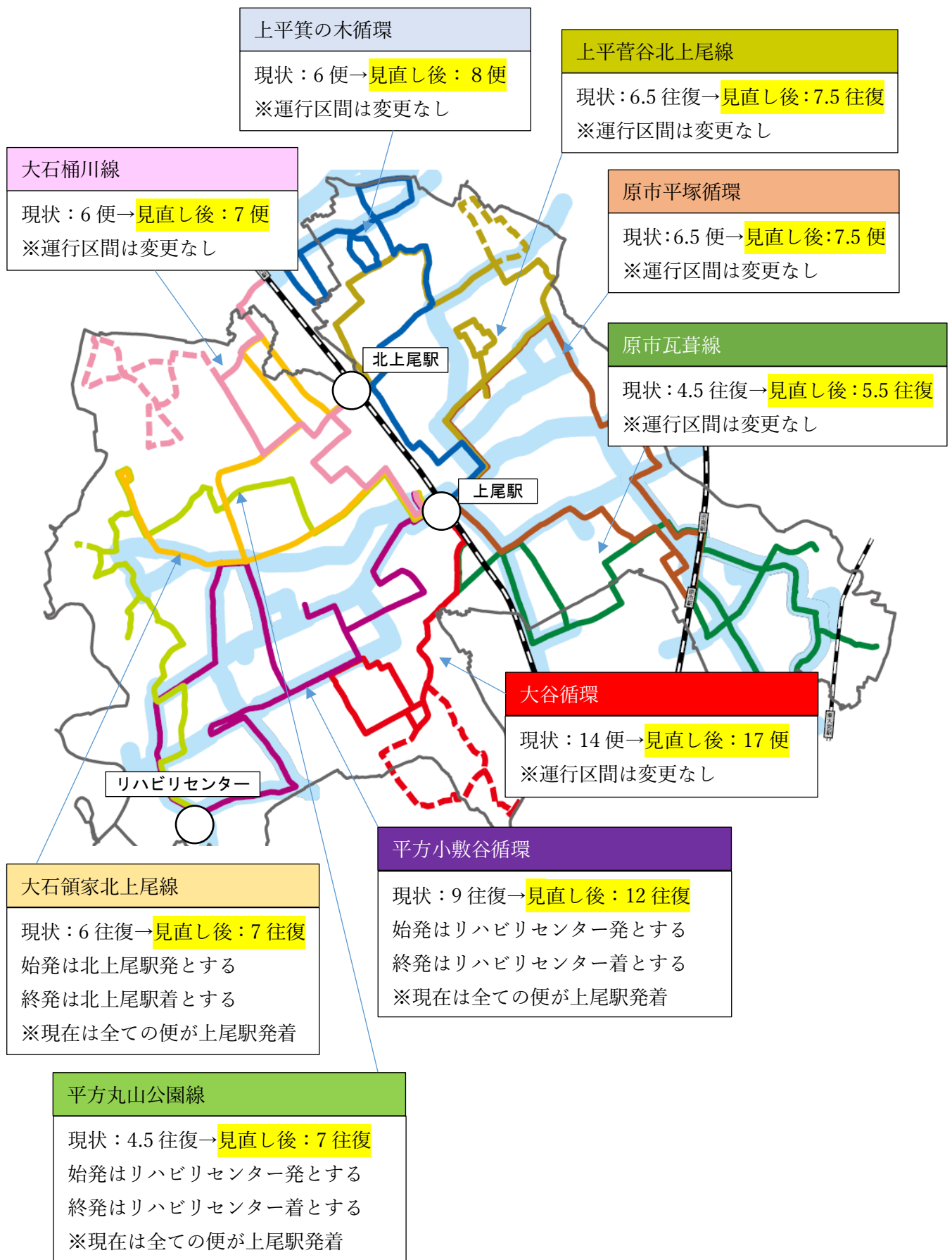
現在：上尾駅発着を主とした運行ルート

【方針】

○基本的には現在の路線を維持する。但し、需要に応じ待機可能な場所があれば、始発、終発について上尾駅発着ではなく、駅以外のバス停を起終点とすることも実施→基本的には現在の路線を維持

2. 運行内容の変更（路線別）について

運行内容の変更（路線別）は、以下のとおりです。



市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃改定について

1. 前回会議までの経緯

<検討の背景・経緯>

・運賃改定の必要性を以下の3点に整理したうえで、現行の100円均一運賃について、改定を提示しました。

- ①民間路線バスとの運賃格差解消（民間路線バスの初乗り運賃は180円）
- ②市内循環バス「ぐるっとくん」の運行維持（令和3年度の収支率は15.5%）
- ③市内循環バス「ぐるっとくん」の経費増（人件費・燃料費の高騰）

なお、運賃改定に当たっては、以下の2点をあわせて提示しました。

- 割引制度に関して検討
- 運行経費を抑制するための方策検討

<前回（令和4年度第3回）協議会の協議結果（運賃に関する議論の要旨）>

- ・埼玉県内のコミバスの運賃としては100円、200円が多く、150円で設定している3市は、民間路線バスとの調整を考慮し180円に値上げ予定であることが共有された。
- ・桶川市コミバスは、民間路線バスの運賃との調整を考慮し100円から200円に値上げし、運賃割引は75歳以上を100円としていることが共有された。
- ・各社の初乗り運賃と割引制度の実施状況について、以下の通り情報共有がされた。

事業者	初乗り運賃	高齢者に対する割引制度
朝日自動車	180円	65歳以上、70歳以上向けの定期券を販売
東武バスウエスト	180円	70歳以上向けの定期券を販売
丸建つばさ交通	200円	65歳以上向けの定期券を販売

- ・他市の運賃割引制度の議論において、必ずしも高齢者が経済的に困窮しているわけではないのではないかという議論があったことが紹介された。
- ・その後、東武バスウエストでは、令和5年7月から初乗り運賃が200円になるとの報告があった。

2. 運賃改定と割引制度に関する具体内容と方針

(1) 運賃改定の方針について

運賃改定を実施した場合の収支シミュレーションを以下に示します。

運賃改定による利用者の減少比率（桶川市を参考）を考慮し、今後の運行見直しによる運行経費の増加（1.4倍程度を想定）を踏まえ試算を行いました。

■現状

1日あたり利用者数	①	1,151	人/日	R4年度実績
無料対象者の比率	②	11.6%		R4年度実績
1日運賃収入	③	101,800	円/日	R4年度実績
1日平均運行経費	④	618,515	円/日	R4年度実績
収支率	⑤	16.5%		③÷④
市負担額	⑥	516,715	円/日	④－③

■運賃改定シミュレーション

○試算条件

運行パターン	【現行】 100円	180円	200円
運行経費	1.4倍（見直し実施を想定）		
利用者数減少率	なし	13.3%（桶川市を参考）	

1日あたり利用者数	1,151	998	998	人/日
1日運賃収入※	101,800	158,869	176,521	円/日
現状からの変化	100%	156%	173%	
1日平均運行経費	865,922	865,922	865,922	円/日
収支率	11.8%	18.3%	20.4%	
市負担額	764,122	707,053	689,400	円/日

※1日の運賃収入は無料対象者のR4年度実績比率（11.6%）を考慮

■運賃改定の方針

前述までに提示したシミュレーション結果を踏まえ、民間路線バスとの運賃格差解消を重視し、運行維持や今後の経費増にも対応するため、運賃改定（案）を以下のとおりとします。

運賃改定後、200円とした場合は、民間路線バスとの運賃格差が解消され、収支率も現状以上の確保が可能となり、さらなる運賃割引も可能となります。

均一運賃： 現行100円 → 新運賃200円

(2) 運賃割引の方針について

■県内の運賃割引の現状

埼玉県内のコミュニティバスの運賃割引を整理しました。

県内他自治体と上尾市の相違点としては、小学生向け及び高齢者向けの割引制度の有無であり、県内事例のうち、半数近くの自治体で、小学生及び高齢者あるいは免許返納者への運賃割引を実施しています。

割引制度	県内事例	上尾市
未就学児	全自治体で無料 (未就学児の人数によっては、3人目以降を子供料金とする場合あり)	無料
小学生	11自治体で実施 半額が多く、1自治体で無料申告制	割引なし
高齢者・ 免許返納者	高齢者割引：12自治体 無料の場合と半額の場合がある 65歳以上が1自治体 70歳以上が7自治体 75歳以上が4自治体 免許返納者割引：3自治体 (1自治体は高齢者割引と重複) 無料が2自治体、半額が1自治体 運転経歴証明書の提示もしくは申請により発行する乗車証を提示する形としている	割引なし
障害者・ 介護者	24自治体で本人もしくは介護者の割引を実施 (多くは無料、一部半額)	無料(本人及び介護者1名まで)

※高齢者向けの割引の詳細(令和4年12月時点、各市町HPより整理)

鴻巣市	65歳以上：半額、80歳以上：無料
富士見市、入間市	70歳以上：半額 ※入間市は運賃を初乗りの100円に固定
新座市、坂戸市 和光市、鶴ヶ島市	70歳以上：無料 ※新座市は申請した方に2年間の無料乗車証を発行
狭山市、桶川市	75歳以上：半額 ※狭山市は初乗り運賃の半額の50円に固定
行田市、蕨市	75歳以上：無料
川越市	70～89歳：半額、90歳以上：無料 ※川越市の無料対象者の年齢引き上げについて <改定時期> H8年3月 運行開始 (70歳以上無料) H19年 無料対象者年齢引上げ(80歳以上無料) H30年4月 無料対象者年齢引上げ(90歳以上無料) <改定理由> 運行経費がかさみ収支状況が厳しい中で運行を持続させるため、少しでも収入を増やす目的でやむを得ず引き上げ(H19年、H30年とも同様の理由)

■運賃割引を考慮したシミュレーション

前述にある、県内自治体の割引制度を踏まえ、市内循環バス「ぐるっとくん」の主な利用層である高齢者の利便性維持等を目的として、小学生及び高齢者の運賃割引を適用した場合のシミュレーションを以下に示します。

なお、割引対象者は、本市の運転免許証自主返納者支援事業の対象者と同じく、75歳以上の方で、割引料金は現状維持の100円として試算しました。また、小学生も民間路線バスと同様、運賃の半額である100円として試算しました。

試算の結果、小学生及び75歳以上を100円に割引しても、収支率は現状以上が確保できることが確認できました。

■現状

1日あたり利用者数	①	1,151	人/日	R4年度実績
無料対象者の比率	②	11.6%		R4年度実績
1日運賃収入	③	101,800	円/日	R4年度実績
1日平均運行経費	④	618,515	円/日	R4年度実績
収支率	⑤	16.5%		③÷④
市負担額	⑥	516,715	円/日	④－③

■改定後

○試算条件

運賃	200円
運行経費	1.4倍(見直し実施を想定)
利用者数減少率	13.3%(桶川市を参考)
割引対象者	小学生及び75歳以上
割引対象者の比率 ※	23%
割引対象者の運賃	100円

※令和3年度の利用者調査での回答及び利用比率より

○試算結果

運賃	200円	
1日あたり利用者数	998	人/日
うち無料対象者以外	883	人/日
割引対象者の比率	23%	
1日運賃収入	156,221	円/日
現状からの変化	153%	
1日平均運行経費	865,922	円/日
収支率	18.0%	

■運賃割引の方針

前述までに提示したシミュレーション結果を踏まえ、運賃割引については、高齢者の外出機会の創出を引き続き図ると共に、民間路線バスと同じく小学生は運賃の半額とするため、運賃割引（案）を以下のとおりとします。

対象者	現行	改定後	根拠・理由など
未就学児	無料	無料 (継続)	
小学生	割引対象外	<u>100円</u>	他市のコミュニティバスで実施例があるほか、民間路線バスも小学生以下を半額としており、民間路線バスのサービス状況に合わせるため実施します。 自己申告制とします。
75歳以上	割引対象外	<u>100円</u>	高齢者の外出機会の創出を図るため実施します。対象年齢については、収支状況や他市事例も踏まえつつ、「運転免許証自主返納者支援事業 ^{※1} 」の対象年齢と整合を図る形で後期高齢者を対象とします。 対応方法は今後協議します。
障害者 ^{※2}	無料	無料 (継続)	

※1 75歳以上の免許返納者に対し「ぐるっとくん」の乗車回数券を24枚配布しています。

なお、本事業については運賃改定後も継続します。

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者、および身体障害者手帳第1種、または療育手帳第1種所持者の介護者1人を対象とします。

改正

平成26年3月28日市長決裁

平成27年3月19日市長決裁

令和3年2月18日市長決裁

上尾市地域公共交通活性化協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき組織された上尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を埼玉県上尾市本町三丁目1番1号に置く。

(業務)

第3条 協議会は、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。以下この条において「計画」という。）の作成及び実施に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達するために必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上尾市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 道路管理者
- (5) 上尾警察署長又はその指名する者
- (6) 住民又は地域公共交通（法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。）の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員

(9) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。ただし、次条に規定する会議が開催されるまでの間は、前条第1号の委員のうちから市長が指名する者を会長とみなす。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、その代理の者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定により、その代理の者を出席させるときは、あらかじめ会長に当該代理の者の氏名その他必要な事項を報告の上、その承認を得なければならない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ適正な議事運営に支障が生ずると認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(協議結果の尊重)

第7条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上尾市市民生活部交通防犯課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する費用は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会に監事を2人置く。

- 2 監事は、委員のうちから会長が選任する。
- 3 監事は、協議会の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の監査に必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 この協議会が解散した場合における協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年2月18日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

○上尾市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市地域公共交通活性化協議会要綱（以下「要綱」という。）

第11条の規定に基づき、上尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに上尾市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、上尾市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、上尾市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第10条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに上尾市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月2日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成十九年法律第五十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 〔抜粋〕

最終改正：令和二年六月三日法律第三六号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第四条）

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成（第五条一第七条の二）

第七節 地域旅客運送サービス継続事業（第二十七条の二―第二十七条の七）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。
- 二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に同法による鉄道施設（以下単に「鉄道施設」という。）を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（第二十七条の八第三項において単に「軌道経営者」という。）（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ

- 、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。
。以下単に「自家用有償旅客運送者」という。)
- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
- ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者
- ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの
- 三 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 四 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。
- 五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。
- 六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（以下単に「軌道事業」という。）（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であって、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従って運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）であって、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であって、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業（以下単に「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域旅客運送サービス継続事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る一又は二以上の路線若しくは航路又は営業区域（以下「路線等」という。）について、旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、

道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。以下同じ。)を営む者又は自家用有償旅客運送者であつて地方公共団体が国土交通省令で定めるところにより選定したものが、当該地方公共団体の支援を受けつつ、当該路線等における運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業をいう。

十二 貨客運送効率化事業 旅客陸上運送事業(旅客運送事業(国内一般旅客定期航路事業等を除く。))をいう。第二十七条の十第二項において同じ。)及び貨物陸上運送事業(貨物鉄道事業(鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十七条の八第三項において同じ。))、貨物軌道事業(軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。同項において同じ。))及び一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七条の九第三項第八号において同じ。))をいう。)について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であつて、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げるもののいずれかを行う事業をいう。

イ 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの

ロ 一の種類の旅客運送事業から他の種類の旅客運送事業への転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送(第二号ハの国土交通省令で定める者の行うものを除く。以下単に「自家用有償旅客運送」という。)から旅客運送事業への転換で利用者の利便を増進するもの

ハ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの

ニ 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他の利用者の利便を増進する運賃又は料金の設定

ホ 一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定

へ 共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者（同号ハに掲げる者にあつては、自家用有償旅客運送者を除く。）をいう。以下このへにおいて同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）の発行

ト イからへまでに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるもの

十四 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十五 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

十六 新モビリティサービス事業 情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

七 その他国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであること並びに交通が観光旅客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進及び観光の振興に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。

7 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等の努力義務)

第四条 国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

(地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通計画の区域
 - 三 地域公共交通計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 計画期間
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
 - 二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - 三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

- 5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。
- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなけれ

ばならない。この場合において、地域公共交通計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

第七節 地域旅客運送サービス継続事業

(地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域旅客運送サービス継続実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域

二 地域旅客運送サービス継続事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）

三 地方公共団体による支援の内容

四 地域旅客運送サービス継続事業の実施予定期間

五 地域旅客運送サービス継続事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 地域旅客運送サービス継続事業の効果

七 前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。
- 4 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項に規定する者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更について準用する。

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）

第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。
- イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号（第三号を除く。ロ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準

- ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
 - ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準
 - ニ 鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
- 四 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
- 五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。
- イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準
 - ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準
 - ハ 軌道法第十五条の許可 同条の許可の基準
 - ニ 軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。第二十七条の五において同じ。）の許可 同項の許可の基準
 - ホ 軌道法第二十二条の認可 同条の認可の基準
 - へ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準
- 六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。
- イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準
 - ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準
 - ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
 - ニ 道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
- 七 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の

許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

ホ 海上運送法第十八条第一項の認可 同項の認可の基準

ヘ 海上運送法第十八条第二項の認可 同項の認可の基準

十 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画（第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者が当該認定地域旅客運送サービス継続実施計画に従って地域旅客運送サービス継続事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。